

平成30年度地方消費税交付金（社会保障財源）について

※平成26年4月1日から8%に引き上げられた消費税及び地方消費税の増収分については、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」の公布により社会保障施策に要する経費に充てるとされており、本町の平成30年度決算においては、下記のとおり活用しました。

1. 平成30年度地方消費税交付金（社会保障財源）決算額 85,553千円

2. 平成30年度地方消費税交付金（社会保障財源）の用途

事業名	決算額	財 源 内 訳				
		特定財源			一般財源	
		国道支出金	地方債	その他	地方消費税	その他
白金線老人交通費助成事業	3,700				3,000	700
更生医療給付事業	24,503	17,927			5,000	1,576
障害者自立支援給付費	357,927	263,812		21,548	60,000	12,567
障害児施設措置費	77,438	58,938			15,000	3,500
乳幼児等医療費扶助費	54,988	14,654	26,900	3,238	2,553	7,643
合 計	518,556	355,331	26,900	24,786	85,553	25,986